

# 広報あじす

お知らせ版

AJISU

平成6年

1 / 20

No.255

広報あじす 毎月5日 発行

お知らせ版 每月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 65-4111番(代) 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



## 今年1年がいい年でありますように 1月15日どんど焼き開かれる

阿知須レクリエーション愛好会主催の「どんど焼き」が一月十五日、阿小グランドで行われました。

「どんど焼き」は小正月（一月十五日）に行われる火祭りで、門松、竹、しめ縄などを集めて焚き、この一年の無病息災を願うもので、この日もたくさんの人たちが手にしめ飾り、お守りなどを手に参加。まず子供たちの「火起こし」で採った火で点火。参加者たちは、その回りを囲んで暖炉をとり、接待で出されたぜんざいを食べ、「今年一年がいい年でありますように」と願いながら、暖いひとときを過ごしました。

# 確定申告は期限内に



2月16日(水)～3月15日(火)

平成五年分の所得税の確定申告が一月十六日から始まります。申告期限は三月十五日までです。  
所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税を期限内に必ず済ませてください。

期限内に申告しなかつたり、誤った申告をしたりすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税がかかるかもしれませんのでご注意ください。

なお、個人事業者の消費税の確定申告は三月三十日までです。

確定申告で分かりにくい点は、町税務課賦課徴収係(☎6541-4091～533)へお尋ねください。

## 所得税の確定申告をしなければならない人

### 事業所得や不動産所得などがある人の場合

一年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

所得控除とは、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除などをいいます。

(参考) 平成五年の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。ただし、配偶者に収入がなく、子どもが特定

扶養に該当しない場合です。

- ・ 独身の場合……三十五万円
- ・ 夫婦と子ども二人の場合

：百七十五万円

なお、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除などがあれば、さらにこの金額に上積みとなります。

### サラリーマンの場合

- ①給与の年収が千五万円を超える人
- ②給与所得と退職所得以外の所得(収入金額から必要経費を控除した後の金額)が二十万円を超える人
- ③給与を二か所以上からもらっている場合は従たる給与の所得と②の所得の合計が二十

十万円以下)であっても必ず

万円を超える人  
④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取つ

所得税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告をする必要はありませんが、次のような人は申告をしなければなりません。

## 住民税の申告をしなければならない人

- ①事業、利子、配当、不動産などの所得(源泉分離課税をされている配当所得も含む)がある人
- ②給与所得のほかに地代、家賃、配当(源泉分離課税をされている配当所得も含む)などの所得がある人
- ※住民税では所得が少額(二十万円以下)であっても必ず

## 確定申告に必要な書類など

- 申告用紙(税務署から送付された人)
- 印かん
- 昨年中(1月～12月)の収入、支払いのわかる証明書、または帳簿類
- 源泉徴収票や支払調書
- 生命保険料、社会保険料などの証明書
- 身体障害者手帳などを受けている人はその手帳
- その他、所得の計算に必要な書類
- 還付を受けるための銀行などの通帳



## 住宅取得等 特別控除

一年目は確定申告で

住宅ローンなど利用してマイホームを新築や購入、増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住用に供した年から六年間、住宅取得等特別控除を受けることができます。

### 控除を受けるための手続き

住宅取得等特別控除を受けた場合には、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの人は、一年目に確定申告をすると二年目以降

は年末調整で控除が受けられます。

## お早目に 還付申告は

### 必要な書類など

- ①源泉徴収票
- ②家屋の登記簿謄本または抄本
- ③工事請負契約書、売買契約書
- ④住民票の写し
- ⑤金融機関などが発行する「借入金の年末残高証明書」
- ⑥印かんなどの口座番号
- ⑦申告をする人名義の銀行な場合のみ)
- ⑧建築確認書写し（増改築の場合のみ）

確定申告をしなくてもよい場合でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納め過ぎになっているときには、還付の申告をすることができます。

この還付の申告は一月から受け付けていますが、町では特に二月七日から十日まで還付申告相談会場を設けます。早目に申告して納め過ぎとなつた税金の還付を受けるようにしてください。

学、就職支度金を差し上げます。ただし、生活保護受給者は除きます。

▽配偶者のない人で、現に子どもを扶養している人

▽平成四年分の所得税が課税されない人

▽配偶者のない人で、現に子

どもを扶養している人

▽平成四年分の所得税が課税されない人

▽現に小・中学校に入学ま

る子どもも養育している人

▽義務教育終了後就学・就職

する子どもも養育している人

▽給付要件に該当する人は、

町住民課福祉係で手続きをし

てください。

▽現に小・中学校に入学ま

る子どもも養育している人

▽義務教育終了後就学・就職

する子どもも養育している人

▽現に小・中学校に入学ま

る子どもも養育している人

## 住 民 課

局線 ⑯4112  
有線 2132(福祉)

### 母子・寡婦家庭へ 修学資金など融資

#### 就学支度資金

入学、修業施設に入所するために必要な服などの購入費や入学金など。無利子で、償還期間は十年以内。

▽中学校 四万二千八百円  
▽高校・高専 七万円（自宅外から通学）八万円（自宅外から通学）三十二万円（自宅外から通学）

学校は五年以内（下表参照）  
修学資金

開業、就職のために必要な知識技能を習得するために必要な資金。利率年三割で月額二万四千円。償還期間は五年以内。

#### 就職支度資金

就職するのに必要な資金。利率年三割で九万円。償還期間は五年以内。

### 母子家庭などへ 修学資金

県では母子・寡婦家庭で今春入学・就職する子どものいふる人へ就学支度資金、修学資金、修業資金、就職支度資金を低利で融資します。希望者は二月二日（水）までに町住民課福祉係にお申し込みください。

高校、大学、短大、高専などに修学するための授業料、書籍代、交通費など。無利子で償還期間は十年以内（専修

### 就学・就職支度金

町では母子・父子家庭など経済的自立を助けるため就

平成5年度 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

単位：円

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校	国公立	13,000	12,000	12,000			
	私立	25,000	24,000	24,000			
高等専門学校	国公立	16,000	15,000	15,000	29,000	29,000	
	私立	27,000	26,000	26,000	37,000	37,000	
短期大学	国公立	35,000	32,000				
	私立	43,000	40,000				
大学	国公立	35,000	32,000	32,000	29,000		
	私立	44,000	41,000	41,000	38,000		
専修学校（一般課程）	国公立	24,000	23,000				
	私立						

## 平成5年分申告相談日程

月	日	曜日	午前の受付 9時～11時	午後の受付 1時～4時	会場
7 10	月 木	木	還付申告相談受付 2月8日を除く		町役場第2会議室
16	水	小古郷東・小古郷西	小古郷南		
17	木	前山・北祝	南祝		
18	金	繩田南・繩田北	中村・西条・寺河内		
19	土				
20	日				
21	月	恵比須・築地	東・西祝		
22	火	浜	小山・二の宮・砂郷一		
23	水	破郷二・砂郷四	砂郷三		
24	木	飛石	沖の原		
25	金	岩倉辻	岩倉上		
26	土				
27	日				
28	月	岩倉西・岩倉西前	岩倉前		
1	火		税務署相談・税理士無料相談		町公民館2階大会議室
2	水	旦 東	旦 西		
3	木	旦 北	旦 門松		
4	金	浜 表	岡		
5	土				
6	日				
7	月	赤 迫	井 関		
8	火	野 口	枝 川		
9	水	河 内	源河・青畑		
10	木	仙 在	向 井 関		
11	金	引 野	指定日に来られなかった人		
12	土				
13	日				
14	月	指定日に来られなかった人			
15	火	指定日に来られなかった人			

## 催しもの

8日 2月6日 (阿中グランド、前9時受付) 健康相談 (役、前10時半) 健康相談 (役、後1時)

30日 2月6日 (島県191スキーリング、前4時50分) 町スキーセミナー (広島県191スキーリング、前4時50分) たこ作り・たこ揚げ大会 (公、千拓グランド、前9時)

月・水・金

2日	4日	7日	9日	(12日)	14日	16日
18日	21日	23日	25日	28日		

（）は変更後の収集日

## 可燃ゴミの収集日 (町内全域)

2日	4日	7日	9日	(12日)	14日	16日
18日	21日	23日	25日	28日		

## 不燃物ゴミの収集日 (町内全域)

- ビン、ガラス類 (第1、3木曜日)
- 空缶、鉄類 (第2、4木曜日)

3日 17日 10日 24日

おしらせ

## 「今こそ地球を守るとき」講演会

1月22日 町公民館で

- ・ 講演 「今こそ地球を守ると生き」講師 (株)テクノ経営総合研究所常務取締役 坪田正氏
- ・ 読書感想文優秀者表彰



## 幼児のむし歯予防

2月17日 フッ素塗布

地球の環境保護のため、リサイクル運動を推進していくため、町消費生活研究会では、講演会を開きます。

▽日時 1月22日 (土)  
午後二時から四時まで

▽場所 町公民館三階大講堂

・ 坪田愛華著 「地球の秘密」

宇部小野田広域市町村圏ふるさとづくり実行委員会では、広域市町村圏内のふるさとづくり運動と活動を活発にしていくため、「ふるさとづくり

日本ふるさと塾主宰  
萩原茂裕さんの講演

2月6日 町公民館で

の集い」と題し、講演を開きます。

▽演題 マチづくりは人づくり  
▽講師 まちづくりプランナー  
原茂裕さん

▽日時 2月6日 (日) 午後四十五分  
▽場所 阿知須町公民館三階大講堂

のひとつとしてフッ素塗布をします。

保険加入者は無料になります  
▽持商品 タオル、母子健康手帳

▽申込み 2月7日 (月)  
までに町保健衛生課 (☎ ⑤四一二三(有)二一二二) に申し込

▽日時 2月17日 (木) 午後一時半から

▽場所 町公民館

▽対象 2歳以上から小学校入学前の児童

▽費用 五百円 (町国民健康保険加入者)

のひとつのとしてフッ素塗布を行なってください。

ごみの収集時間  
町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)で販売します。

ごみの収集時間  
町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支

ごみを直接センターへ持ち込めるのは(月～土)、午前八時半～正午、午後一時～二時まで(祝祭日は出せません)

清掃センターへ直接持ち込み

ごみを直接センターへ持ち込めるのは(月～土)、午前八時半～正午、午後一時～二時まで(祝祭日は出せません)

ごみの収集日  
2月